

人間発達文化研究科の概要

1 本研究科の目的

福島大学人間発達文化学類（平成17年4月設置）は、人間の発達とその基盤となる文化の二つの視点から広く教育研究を行い、学校及び地域で活躍することのできる「人間発達支援者」の養成を目指しています。ここでは「教育」を、学校に固有の特別な機能としてではなく、社会全体に広がる人間の生涯にわたる発達と文化との複雑な関係と捉えています。人間発達文化研究科（平成21年4月設置）は、地域の抱える課題を克服し、次世代を切り開いていくために、学類の教育理念をさらに発展させ、今日必要とされる高度な知識・技術をもって人材育成を図る「人材育成のエキスパート」を養成します。「エキスパート」とは、「経験を通して得た知識を持つ熟練者」を意味します。教職実践専攻（教職大学院）では、学校を支える<教員のミドル・リーダー>を、地域文化創造専攻では、<地域支援エキスパート>を、学校臨床心理専攻では、<発達支援エキスパート>を養成します。

人間個体の発達や集団的な展開、地域生活と文化を学際的に結びつけ、一体的に研究していくことは、今日の教育や地域を発展させていく上で重要な課題です。

2 専攻の概要

(1) 教職実践専攻（教職大学院）

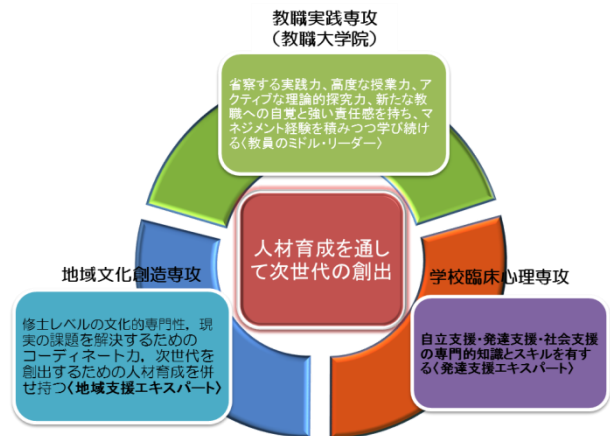
「マネジメント経験を積みながら省察する実践力」「高度な授業力」「アクティブな理論的探究力」「新たな教職への自覚と強い責任感」を持ち、理想とする教員像と自らの役割を常に問い続け、教育課程を含む学校のマネジメント経験を積みながら教師力を向上させていく<教員のミドル・リーダー>の養成を目指します。

(ミドル・リーダー養成コース)

教職経験10年程度以上の現職教員を対象とし、自らの教育実践力（授業力、生徒指導力など）をもとに、学級経営から学年経営・学校経営へと学校課題を視野に入れつつ、それらの課題を解決する力を養成します。

(教育実践高度化コース)

学校を1校ないし2校程度以上経験した現職教員を対象とし、自らの教育実践力（授業力や生徒指導力など）を改善し、教師力を向上させ、「次のミドル・リーダー」を養成します。また、学部新卒学生を対象とし、年間を通じた学校経験を重ねながら、多様な現職教員と交流することを通じて、教育実践の課題を総体として理解し、学校教員としての自覚をもった「将来のミドル・リーダー」を養成します。



人間発達文化研究科の人材養成

(特別支援教育高度化コース)

現職教員及び学部新卒学生を対象とし、障害の重度化、重複化、多様化に対応でき、特別支援学校のマネジメント力または高度な実践力を身につけた特別支援学校教員を養成します。

(2) 地域文化創造専攻

諸文化を構成する専門的学問分野における研究・実践力を形成するとともに、地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力をあわせもつ〈地域支援エキスパート〉の養成を目指します。加えて、学校教育の教科内容と教科教育法を中心とした研究を行い、教員としての指導力の向上に結びつけます。

(人間発達支援領域)

発達科学や心理学、障害、幼児教育・保育に関する高い専門性と研究力を身につけ、現代的な問題を解決できる人材、教育や保育の現場などで実践をリードできる人材を育成します。

(日英言語文化領域)

言語研究・文学研究を通じて人間や社会に対する深い洞察力を身につけ、文化の橋渡し役として、文化の継承・伝達・創造に寄与する能力を身につけた人材を育成します。

(地域生活文化領域)

社会科学と生活科学全般をつなぎ合わせ、現代の社会の実態を把握するための研究方法を身につけ、現代社会が生み出す複合的問題の解決を目指す能力を身につけます。

(数理科学領域)

数理諸科学の研究を通して、自然や社会の事象を数理的・論理的・整合的に認識するための教育・研究を行い、社会や企業などの組織で十分に応用できる人材の育成を行います。

(スポーツ健康科学領域)

現代におけるスポーツ・体育・健康の諸問題を科学的認識に基づいて解決し、スポーツ文化の発展や、人々の健康的なライフスタイル確立に貢献できる高度な職業人を育成します。

(芸術文化領域)

音楽や美術表現の専門的なスキルの獲得及び表現の理論を基礎におき、表現活動を通して地域再生、活性化に結びつけることのできる人材を育成します。

(3) 学校臨床心理専攻

臨床心理学及び学校福祉の臨床的な実践研究に基づき、様々な課題を抱える子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行う〈発達支援エキスパート〉の養成を目指す。

指します。

(臨床心理領域)

円滑に学校生活を送ることを目指す教育臨床と、子どもの発達に関わる発達臨床、精神障害を対象とした病院臨床、非行問題等の心理臨床などのアプローチを行います。

教育方法

1 授業時間帯

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:20～11:50	10:20～11:50
3 時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5 時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6 時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7 時限	19:40～21:10	

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:25～11:55	10:25～11:55
3 時限	12:45～14:15	13:15～14:45
4 時限	14:30～16:00	15:00～16:30
5 時限	16:15～17:45	16:45～18:15
6 時限	18:00～19:30	18:45～20:15
7 時限	19:45～21:15	

(1) 通常の授業時間帯

通常の授業時間帯は左表のとおりです。教職実践専攻および地域文化創造専攻の学生は、昼間の授業（月～土曜日の1～5時限）を履修します。

学校臨床心理専攻の学生は、これに加え、月～金曜日の6、7時限および土曜の6時限を履修することもあります。

(2) 正規試験・補講期間の授業時間帯

正規試験・補講期間においては、左表のように時間帯が変更になります。該当期間は、「開講科目一覧」の「教務関係日程表」を参照してください。

2 授業科目の履修方法及び手続き

(1) 研究領域の選択と研究指導教員の決定

志願時に提出した研究計画、テーマ及び入学後のガイダンスによって研究領域を選択します。当該領域の中から、より研究テーマに近い研究領域を持つ教員を主研究指導教員（教職実践専攻では複数名）とし、継続的に指導を受けます。2年間のカリキュラムは、この主研究指導教員の助言・指導のもとに、承諾を得る必要があります。教職実践専攻（教職大学院）では、研究指導教員を複数名配置し、チームで指導にあたります。

(2) 履修登録

修得すべき単位数は、後述の「授業案内」中の「1 履修基準表」にある表のとおりです。

授業を履修するにあたっては、以下の点に留意し、所定期間内にLiveCampus(ライブキャンパス)にて履修登録を行ってください。なお、シラバスには履修条件等が記されている場合がありますので、履修登録の前には目を通しておいてください。

- ①毎学年前期・後期の当初に、当該期間に履修しようとする授業科目（集中講義も含む）全てを履修登録すること。
- ②履修登録をしていない授業科目は履修できません。
- ③所属専攻以外の学生の受講を認めない授業科目もあります。シラバス等で確認しましょう。
- ④同一曜日の同一時限に開講する2つ以上の授業科目を受講することは認められていません。

⑤研究指導教員が必要と認めたときは、他研究科の授業科目を履修できる場合があります。その際は教務担当窓口まで届け出て手続きを行ってください。

(3) 履修の流れ

各専攻での2年間の履修の流れは概ね以下の表のようになります。

年次	期	月	教職実践専攻 (教職大学院)	地域文化創造専攻	学校臨床心理専攻
1年次	前期	4月	入学 受講開始。履修登録。 4月～5月 研究指導教員、連携協力校、研究テーマ、大学チーム等を決定	入学 受講開始、主研究指導教員の決定 履修登録、研究テーマ、副研究指導教員の決定 「課題研究Ⅰ」を中心とした研究	入学 受講開始、主研究指導教員の決定 履修登録、研究テーマの決定
		6月	6月頃 理論を学びつつ、「学校における実習」、「プロジェクト研究Ⅰ」を開始	修了研究方法の決定 中間報告会① 「プロジェクト実践研究」の申請（該当者のみ）	
		8月	8月 ラウンドテーブル（実践報告会）に参加		
	後期	10月	履修登録、理論を学びつつ、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅱ」を中心とした実践研究	履修登録、「専門演習Ⅰ」を中心とした研究 「プロジェクト実践研究Ⅰ」開始（該当者のみ）	履修登録
		2月 3月	2月 ラウンドテーブルで実践報告	中間報告会② 修了研究方法の変更届（該当者のみ）	
2年次	前期	4月	履修登録、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅲ」を中心とした実践研究	「課題研究Ⅱ」を中心とした研究 「プロジェクト実践研究Ⅱ」開始（該当者のみ）	履修登録
		9月	8月 ラウンドテーブルで実践報告	履修登録 中間報告会③	
	後期	10月	履修登録、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅳ」を中心とした実践研究、まとめ	履修登録、「専門演習Ⅱ」を中心とした研究 修了研究題目届の提出	履修登録 修了研究題目届の提出
		11月 1月 2月 3月	2月 ラウンドテーブルで実践報告。実践報告書提出、審査。	修了研究提出 修了研究発表会、修了研究審査 学位取得	修了研究提出 修了研究発表会、修了研究審査 学位取得

なお、課題研究、専門演習などの具体的な履修内容については、後述の「授業案内」を参照してください。

3 学位の授与

教職実践専攻では、本研究科に2年以上在籍し、必修科目を含む所定の授業科目46単位を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、ラウンドテーブル等での発表実績があり、実践報告書の審査に合格した者には以下の学位が授与されます。

教職実践専攻	→	教職修士（専門職）
--------	---	-----------

地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻では、本研究科に2年以上在籍し、必修科目を含む所定の授業科目30単位を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、修了研究の審査に合格した者には以下の学位が授与されます。

地域文化創造専攻	→	修士（地域文化）
学校臨床心理専攻	→	修士（教育学）

4 長期履修制度について

職業等との兼ね合いで時間的制約がある学生のための、標準修業年限を超えて在学できる制度です。長期履修学生として認められると、通常の修業年限である2年間の課程を、4年又は3年間で計画的に履修することが可能となります。修業年限が延びても教育課程および授業料の総額は通常の修業年限の場合と同じです。ただし、履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間により異なるので注意してください。

申請を希望する場合は、「福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則」を熟読の上、手続き日程等は掲示の指示にしたがってください。

5 単位認定について

(1) 入学前の既修得単位の認定

本研究科において教育上有益と認めた場合、入学前の他大学院等での修得単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができます。認定を希望する場合は、所定期間内に手続きをする必要があります。

(2) 本学の他専攻・他研究科及び他大学院の授業の履修と単位の認定

研究指導教員が必要と認めた場合には、以下のような履修が可能となります。ただし、以下の②と③の単位は、あわせて10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることになります。

① 本研究科における自分が所属する専攻以外の専攻で開講されている授業

所属の専攻以外の専攻の授業の単位は、以下のとおり修了要件単位の中に計上されます。

地域文化創造専攻 … 4単位まで（自由選択）

学校臨床心理専攻 … 6～8単位まで（自由選択）

②他の研究科で開講されている授業

所属の研究科以外の研究科での授業は、研究指導教員並びに履修を希望する授業科目の担当教員から事前に承諾を受け、指定の期間内に教務担当窓口へ届け出をすることで履修できます。ただし、他の研究科で開講する下記の授業科目は、履修することができません。

地域政策科学研究科	…	演習、副演習、地域特別研究、地域政策科学入門、事前指導、特定課題研究
経済学研究科	…	演習、論文特別演習、研究入門演習、実践演習、特定課題演習、研究演習、研究特別演習
共生システム理工学研究科	…	修士論文研究、地域実践研究及び博士後期課程の授業科目

③他大学院で修得した単位

他の大学院で履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

(3) 人間発達文化学類で開講されている授業

一部の不足単位を満たすことで教育職員免許状等を取得できる場合など、研究科委員会が必要と認めれば、学類開設の授業科目を履修することができます。履修単位は半期で大学院及び学類の授業の総計24単位を超えないものとします。なお、学類の授業単位は大学院の単位としては認定しません。教育職員免許状等の取得を希望する場合は申請書を提出し、所定の期間内に教務担当窓口で手続きを行ってください。

※大学院における資格取得には、①その資格取得が院生本人に必要性があること（必要性の原則）、②学類での履修が大学院での研究活動に支障を与えないこと（研究優先の原則）の2つの原則を両方満たす必要があります。

※受講できるのは人間発達文化学類で開講されている専門領域の授業科目に限ります。

※臨床心理領域は専修免許状の取得に限ります。

6 成績発表について

成績は、LiveCampus（ライブキャンパス）でWeb上から確認できます。成績発表日以降に、当該期分が追加されますので、各自で必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。

授業案内

1 履修基準表

それぞれの専攻ごとに履修基準が異なり、特に学校臨床心理専攻は独自の履修基準を設けているので注意してください。

(人間発達文化研究科規程第8条別表2-1、2-2、2-3)

教職実践専攻

区分	単位
共通5領域	20
選択領域	8
学校における実習領域	10
プロジェクト研究領域	8
計	46

地域文化創造専攻

区分	単位
専攻共通科目	2
領域共通科目	2
専攻専門科目	14
課題研究	4
専門演習	4
自由選択	4
計	30

学校臨床心理専攻*

区分	単位	
基礎論	6~8	計12
方法論	4~6	
実践論	6~8	
実践研究Ⅰ・Ⅱ	2	
課題研究Ⅰ・Ⅱ	2	
自由選択	6~8	
計	30	

* 学校臨床心理専攻の「実践研究Ⅰ・Ⅱ」及び「課題研究Ⅰ・Ⅱ」についての履修方法は、それぞれの所属領域による。

* また、臨床心理領域においては、後述する臨床心理士の受験資格を取得するように履修しなければならない。

2 教職実践専攻のカリキュラム

教職実践専攻のカリキュラムは、「共通5領域」「選択領域」「学校における実習領域」「プロジェクト研究領域」に分かれています。これらに加えて、理論と実践の往還を進める場であるラウンドテーブル(年2回開催の実践報告会)に年2回参加し、教育実践の報告をします。

教職実践専攻の開設科目は、p.211-212 に示すとおりです。

(1) 共通5領域(20単位)

教育の理論について学び、自らの実践課題追究の基礎を形成します。①教育課程の編成・実施、②教科等の実践的な指導方法、③生徒指導・教育相談、④学校経営・学級経営、⑤学校教育と教員のあり方の、5つの領域の授業科目があります。

(2) 選択領域(8単位)

共通5領域で学んだ教育の理論や育成すべき資質・能力を、さらに深化・展開・発展させて実践に活かすための授業科目です。ミドル・リーダー養成コースは「学校改革領域」、教育実践高度化コースは「授業改善領域」、特別支援教育高度化コースは「特別支援に関する理論と実践領域」の授業科目を主として選択します。

(3) 学校における実習領域(10単位)

学生の教職経験に応じて授業科目を履修します。学部新卒学生は「長期インターンシップⅠ・Ⅱ」、若手現職教員学生は「教職専門実習Ⅰ」「学校支援実習Ⅰ」「教育実践高度化実習」、中堅現職教員学生は「教職専門実習Ⅱ」「学校支援実習Ⅱ」「学校課題対応実習」を履修します。週間カンファレンス、合同カンファレンスがあります。

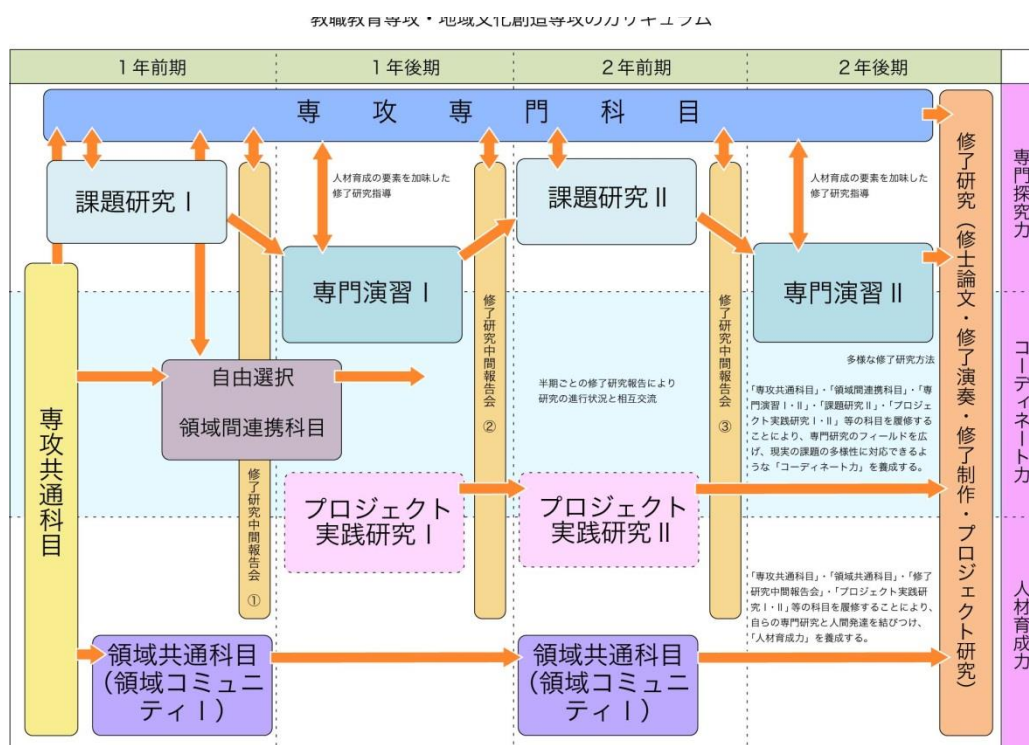
(4) プロジェクト研究領域（8単位）

プロジェクト研究では、(1)～(3)の授業科目を学びつつその内容を総合し、自らの課題を明確にして計画し、教育現場等で実践し、それを分析・評価します。学校における実習で培った理論と実践を往還させる資質・能力をさらに高める領域です。ミドル・リーダー養成コースは「学校課題対応プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」、授業実践高度化コースは「教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」、特別支援教育高度化コースは「特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」を履修します。プロジェクト研究では、ラウンドテーブルへの参加または報告を義務づけています。

3 地域文化創造専攻のカリキュラム

高度専門職業人を養成するために、「課題研究」を軸とした「専門探究力」に加え、「コーディネータ力」や「人材育成力」を育成するための「専攻共通科目」、「領域共通科目」、「専攻専門科目」、「専門演習」、「課題研究」、また必要に応じて「実践研究」、「プロジェクト実践研究Ⅰ・Ⅱ」を修了研究に結びつけることができます。

地域文化創造専攻の開設科目は、p.213-223 に示すとおりです。



(1) 専攻共通科目（2単位）

専攻ごとに配置し、当該専攻で目的とする資質及び人材育成の基礎を形成します。

(2) 領域共通科目（領域コミュニティⅠ・Ⅱ、2単位）

学生が相互に実践・研究を交流させ、学際的に学ぶ場として、各学年の前期（隔週）に置き、学生同士の研究発表等を行います。学びのコミュニティを形成することを目的とします。

(3) 専攻専門科目（14単位）

領域ごとの専門的な授業科目に加えて、他領域の関連性のある授業を履修することにより、学際的な研究と人材育成とを結びつけます。

(4) 課題研究 (4単位)

修了研究のテーマの決定や学位論文、プロジェクト研究、修了演奏、修了制作などの修了研究に即して、主研究指導教員が継続的に専門的な研究指導を行います。

(5) 専門演習 (4単位)

主研究指導教員と必要に応じて副研究指導教員の複数指導体制のもとで、テーマに基づく研究の追究、論文・報告書の作成、プレゼンテーションの構築までを行います。研究内容の一般化、活用の方途を探ります。

(6) 自由選択科目 (4単位)

履修基準を超えて修得した単位は、自由選択科目として計上することができます。また、他領域および他研究科の科目は自由選択科目となります。

(7) 実践研究 (選択、2～4単位)

学校現場に即した課題の把握や実践的指導力の向上を目指し、研究拠点校または附属学校・園において実践研究を行います。研究内容は、当該校により異なります。

(8) プロジェクト実践研究 (選択、2単位)

地域文化創造専攻において、修了研究で「プロジェクト研究」を選択した者は、「プロジェクト実践研究」を履修しなければなりません。本授業は1年後期から2年前半までの1年間に渡って行われ、院生自身の地域貢献の実践を単位化するものです。研究指導教員の指導の下に、構想、事前指導、実践、事後研究、研究のまとめを一貫して行います。具体的には、地域活性化事業や文化活動への協力活動や企業・自治体等と連携した調査活動などが考えられ、職業経験との関連も期待されます。

4 学校臨床心理専攻のカリキュラム

学校臨床心理専攻の開設科目は、p.224-225 に示すとおりです。

区分	臨床心理領域	
基礎論	6～8	計 12
方法論	4～6	
実践論	8	
実践研究 I・II	2	
課題研究 I・II	2	
自由選択	6	
計	30	

(1) 履修体系を重視し、授業科目を「基礎論」「方法論」「実践論」の三つの区分に分けています。

(2) 基礎論の区分で6単位を、方法論の区分で4単位をそれぞれ修得した上で、2区分から2単位以上修得しなければなりません。

(3) 実践論の区分を、臨床心理領域では8単位以上修得しなければなりません。3区分を合わせて20単位必要とします。

(4) 実践研究及び課題研究は、それぞれ、「I」または「II」の両方を履修することが望ましい。

- (5) 履修基準を超えて修得した単位は、自由選択科目として計上することができます。また、他領域および他研究科の科目は自由選択科目となります。
- (6) 修了要件は、臨床心理領域では上記に加え自由選択科目6単位を含む30単位を修得し、かつ必要な修了研究指導を受けた上、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとします。
- (7) 臨床心理領域は（財）日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院（第1種）に指定されています。

教職実践専攻におけるプロジェクト研究等及び研究指導教員

1 修了のための教育実践の方法

教職実践専攻は専門職大学院であるので、一般の大学院と異なり、修了研究は課しません。その代わり、修了のためには所定の単位を修得して実践報告書を提出し、ラウンドテーブルにおいて実践報告をする必要があります。

実践報告書には、1年次から行う学校における実習（長期インターンシップⅠ・Ⅱ、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ、学校支援実習Ⅰ・Ⅱ、学校課題対応実習、教育実践高度化実習）や、自分の研究課題に沿った教育実践を行うプロジェクト研究（教育実践高度化プロジェクト研究、学校課題対応プロジェクト研究、特別支援教育実践プロジェクト研究）での教育実践や省察を記録してまとめます。完成した実践報告書は、附属図書館で保管され、一般の閲覧に供されます。

2 プロジェクト研究指導教員について

プロジェクト研究は、2年間にわたり研究指導教員の指導を受けながら進めます。1年次5月下旬までに研究指導教員を決定して届け出ます。プロジェクト研究は、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとします。

3 修了要件

教育実践専攻の修了要件は、履修基準表に挙げられた46単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、教育実践報告書を提出し、ラウンドテーブルにおいて実践報告をすることとします。

地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究及び研究指導教員

1 修了研究の方法

人材育成を目的とした大学院にふさわしく、学生は、自らの興味関心や将来の進路の希望に即して修了研究の形式を選択します。修了研究は、学位論文、プロジェクト研究（地域文化創造専攻）、修了演奏・修了制作（地域文化創造専攻芸術文化領域）から選択することができます。これは所定の期日に届け出なければなりません。1年次前期終了時には、修了研究の方法を決定します。主として「課題研究Ⅰ・Ⅱ」、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の中で、主研究指導教員や副研究指導教員の指導を受けて、修士レベルの研究を計画的に進めていきます。完成した修了研究(論文、メディア等)は附属図書館で保管され、一般の閲覧に供されます。

(1) 学位論文

当該研究分野における従来の研究水準を十分に踏まえた上で、その研究分野の発展に寄与すると認められるレベルの研究論文が求められます。領域によって求められる研究の方向性が異なるので、研究指導教員の十分な指導を受けながら、執筆を進めていきます。

(2) プロジェクト研究（地域文化創造専攻）

地域文化創造専攻では、修了研究として、高度専門職業人にふさわしいプロジェクト研究を選択することもできます。プロジェクト研究は、当該領域の特性に即した、地域や社会生活、文化の具体的な課題に対する貢献や実践を主たる内容とし、課題の把握、プロジェクトの構想、準備、実践、総括及び考察の各内容について報告書を作成します。プロジェクト研究を修了研究としたい場合は、主研究指導教員の承諾を得、「プロジェクト実践研究Ⅰ・Ⅱ」を履修し、主研究指導教員の指導のもとでプロジェクトを進めていきます。外部団体との共同研究も可能です。

(3) 修了演奏、修了制作（地域文化創造専攻芸術文化領域）

地域文化創造専攻・芸術文化領域で研究を行う学生は、主研究として修了演奏、または修了制作を選択することができます。ただしその際も、副研究として、副論文を提出しなければなりません。また、演奏や作品の公表、及びメディア等での保存が必要です。その内容は、上記プロジェクト研究の内容に準じます。

2 研究指導教員について

地域文化創造専攻では、修了研究の審査だけでなく、主研究指導教員と副研究指導教員の複数指導体制で研究を進めます。両者は、学生の研究テーマに即したより有効な研究方法や指導方法について話し合い、研究のまとめまでを一貫して進めます。

1年次4月中旬に主研究指導教員を決定し、4月下旬に副研究指導教員とともに届け出ます。修了研究は、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとします。

なお、学校臨床心理専攻では、主研究指導教員のもとで研究指導を行います。

3 修了研究の審査

修了研究の審査は、主研究指導教員（及び副研究指導教員）を含めた3名以上からなる審査委員によって行われます。本研究科の履修基準を満たし、審査に合格した学生には、当該専攻に対応した修

士号の学位が授与されます。

4 修了要件

地域文化創造専攻の修了要件は、履修基準表に挙げられた 30 単位を修得し、かつ必要な修了研究指導を受けた上、学位論文またはプロジェクト研究（地域文化創造専攻のみ）、修了演奏・修了制作（地域文化創造専攻芸術文化領域のみ）の審査及び最終試験に合格することとします。

学校臨床心理専攻の修了要件は、「授業案内 4 学校臨床心理専攻のカリキュラム（6）」に示すとおりです。

福島の教員スタンダード ～学び続ける教員、成長し続ける教員のために～

教員の仕事は、校種、学校規模、担当教科などによって大きく異なりますが、「福島の教員スタンダード」では、福島県の教員として共通に必要なとされる専門性を次のように考えています。

- ・教員としての自覚と使命感、教育に対する情熱を強く持っていること。
- ・教科内容や指導方法に精通した、「授業づくり」の専門家であること。
- ・児童生徒の人間的な成長や発達を支えていく、「人づくり」の専門家であること。
- ・教職員同士や地域との連携を進める、「学校づくり」の専門家であること。

「福島の教員スタンダード」では教員の専門性を、「Ⅰ 教員の自立と使命感」、「Ⅱ 授業づくりと学びの創造」、「Ⅲ 児童生徒の理解と指導」、「Ⅳ 教職員の協働と学校づくり」の四つの領域として設定しました。それぞれの領域には二つ～四つの項目があり、全部で13の項目から成っています。教育の専門家となるためには、教員を目指すときから、また教員になっても、不断の努力によってこれらの専門性を磨き確立させていくことが大切です。

このスタンダードを活用して、学び続け、そして成長し続けることにより、児童生徒や保護者・地域社会から求められる専門性を身に付けた教員として、活躍されることを期待しています。

Ⅰ 教員の自立と使命感

1 教育の意義の理解と教員としての自覚・使命感・情熱

教員は、児童生徒が人間として成長する上での教育の持つ重要性を深く認識し、自らがその成長や人間形成に影響を与える存在であることを強く自覚して、使命感と情熱を持って教育を行う。

2 教員としての確固たる倫理観

教員は、社会人としての適切な判断力や行動力を持ち、かつ、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って教育を行う。

3 積極性と豊かなコミュニケーション能力

教員は、児童生徒に積極的に働きかけ、教えと学びの関係をつくり、また、豊かなコミュニケーション能力を持ち、児童生徒や保護者等との間に良好な人間関係を築く。

4 自らの実践の省察と改善

教員は、自らの教育実践を常に振り返り、自らの教育の視点や態度を省察し、改善に結び付けていく。

Ⅱ 授業づくりと学びの創造

5 教育目標と発達課題に基づく授業の構想

教員は、教育活動の目的を明確にし、学校の教育目標と児童生徒の発達課題を踏まえて授業を構想する。また、福島県の歴史・文化・自然等を踏まえた教材づくりや特色ある教育課程の編成に努める。

6 教科内容の深い理解と児童生徒への知識の定着

教員は、教材にかかわる専門的かつ体系的な知識を持ち、児童生徒の発達段階に即して知識を定着させる適切な指導を行う。

7 効果的な指導方法と指導技術の研究・開発

教員は、授業実践を通して、より効果的に知識や技術を伝達する方法や児童生徒の思考力・判断力・表現力を向上させる方法の研究及び開発を行う。

8 児童生徒の学習状況の評価

教員は、児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、学習の充実や改善に向けて適切な助言を与えることにより、児童生徒が自信や意欲を持ち、見通しを持って学び続けることができるような評価を行う。

Ⅲ 児童生徒の理解と指導

9 児童生徒の人間的な成長・発達と個性の把握

教員は、児童生徒の発達段階を踏まえながら、一人ひとりを多面的にとらえて指導する。

10 個人の尊重と互いを高め合う学級経営

教員は、児童生徒一人ひとりを尊重するとともに、豊かな人間関係を形成する学級経営を心がけ、よりよい個人と集団の在り方を追求する。

11 児童生徒の個性を伸ばし社会性を高める諸活動の展開

教員は、児童生徒の主体的・自治的な活動や文化・スポーツ活動などを通して個性を伸ばさせるとともに、豊かな社会性を身に付けさせる。

Ⅳ 教職員の協働と学校づくり

12 教職員の協働とよりよい学校経営

教員は、教職員一人ひとりが互いに持ち味を発揮しながら協働することによって、より充実した教育活動を展開できることを認識し、組織としての教育力の向上に努めるとともに、創意と活力のあるものとなるように積極的に学校経営に参画する。

13 学校と家庭・地域社会との連携

教員は、地域理解に努め、その実態を踏まえて学校と家庭・地域社会との連携を図り、福島県の地域の特性を生かし、地域に根ざした学校づくりを進める。

(平成19年8月 福島県教育委員会と福島大学による教員の専門性向上ワーキングによって制定)

教育職員免許状（専修免許状）の取得方法

既に1種の教育職員免許状を保有している者は、教育職員免許法（以下「免許法」という）に定める所定の単位を上積みすることにより、保有している1種免許状と同種の専修免許状を取得できます。

本研究科において、幼稚園教諭及び小・中・高等学校教諭の専修免許状を取得するためには、次の2条件を満たす必要があります。

- ① 修士の学位を修得
- ② 取得希望の専修免許状に係る「専修免許状取得のために適用できる科目」24単位以上修得
この際、免許状の種類によっては、特定の授業科目が免許状取得のための単位に使用できない場合があるので注意してください（各領域の開設授業科目表参照）。

また、特別支援学校教諭の専修免許状を取得するためには、次の2条件を満たす必要があります。

- ① 修士の学位を修得
- ② 「特別支援教育に関する科目」 24単位以上修得

本研究科で取得できる教育職員免許状（専修免許状）については以下の表のとおりです。取得希望者は「専修免許状取得希望届」を所定の期間に提出してください（提出期間等詳細は別途掲示）。

専攻	コース	取得できる免許状の種類・教科（領域）
教職実践（教職大学院）	特別支援教育高度化 ミドル・リーダー養成 教育実践高度化	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、農業、工業、商業、水産、福祉） 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状 特別支援学校専修免許状*

* は特別支援教育高度化コースのみ取得可。

専攻	領域	取得できる免許状の種類・教科（領域）
地域文化創造	人間発達支援	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
	日英言語文化	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語、英語） 高等学校教諭専修免許状（国語、英語）
	地域生活文化	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（社会、家庭） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史、公民、家庭）
	数理科学	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学）
	スポーツ健康科学	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健体育）
	芸術文化	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（音楽、美術） 高等学校教諭専修免許状（音楽、美術）

専攻	領域	取得できる免許状の種類・教科（領域）
学 校 臨 床 心 理	臨床心理	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
	学校福祉臨床	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）

専修免許状取得のために適用できる科目

研究科修了のための単位上の要件と専修免許状を取得するための要件とは必ずしも一致していません。これは研究科修了のために必要な科目の中には専修免許状を取得する際に適用できない科目が含まれているためです。次ページ以降の専攻・領域ごとの開設科目一覧には、どの科目がどの専修免許状取得において適用することができるかを示しています。よく確認し、修了時に専修免許状取得の要件を満たしていなかった、ということのないようにしてください。

【開設科目一覧の見方】

左側に科目名および担当教員名、最上欄に取得可能な専修免許状が記載されています。

開設科目一覧では、どの科目が、どの専修免許状取得に対応しているのかを表しています。

- 印 該当する専修免許状取得のために、適用することができる。
- 教科名 当該教科の専修免許状取得に限り、適用することができる。
- 斜線・×印 専修免許状取得において、適用することができない。

※注意

授業担当教員名に★印、☆印、※印が付された教員が担当する「プロジェクト実践研究」、「課題研究」及び「専門演習」は一部の免許種・教科には使用できません。

教職実践専攻（教職大学院）開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高・特別支援・養・栄）						
				幼	小	中	高	特別支援 (知・肢・病)	養	栄
共通5領域	教育課程編成実践研究	(非) 三石 初雄	2	○	○	○	○	×	○	○
	特別支援学校における教育課程編成の実践	※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×
	授業づくりの理論と実践	坂本 篤史, 宗形 潤子	2	×	○	○	○	×	×	×
	教材開発と教育方法の実践と課題	坂本 篤史, 未定	2	×	○	○	○	×	×	×
	生徒指導の事例研究	松下 行則	2	×	○	○	○	×	○	○
	学校カウンセリングの事例研究	片寄 一	2	○	○	○	○	×	○	○
	特別な支援が必要な生徒に対する学校カウンセリングの実践	片寄 一	2	×	×	×	×	○	×	×
	学校ガバナンスの事例研究	阿内 春生	2	○	○	○	○	×	○	○
	学校・学級づくりの実践研究	松下 行則, 齋藤 幸男	2	○	○	○	○	×	○	○
	特別支援学校における学級経営の実践研究	※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×
	特別支援学校における学校経営の実践研究		2	×	×	×	×	○	×	×
	学校と地域	中田 スウラ	2	○	○	○	○	×	○	○
	公教育の理念と教育改革	谷 雅泰	2	○	○	○	○	×	○	○
	特別支援学校と地域の実践研究	※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×
	福島の学校と教育課題Ⅰ	中田 スウラ	1	○	○	○	○	×	○	○
	福島の学校と教育課題Ⅱ		1	○	○	○	○	×	○	○
選択領域	学校マネジメント論及び事例研究	齋藤 幸男, 佐藤 和彦	2	○	○	○	○	×	○	○
	教育行政の理論と実践	阿内 春生	2	○	○	○	○	×	○	○
	教師の成長と授業研究	坂本 篤史	2	○	○	○	○	×	○	○
	世界の教育改革と現在	(非) 前原 健二	2	○	○	○	○	×	○	○
	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅰ（言語活動・表現活動）	高橋 正人 他	2							
	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅱ（課題探求・解決力）	浜島 京子, 鈴木 昭夫	2							
	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅲ（協働的問題解決・自己有用感）	森本, 栞田, 菅家	2							
	国語授業の理論と実践	高橋 正人 他	2	×	×	国語	国語	×	×	×
	社会科授業の理論と実践	栞田 惣男 他	2	×	×	社会	×	×	×	×
	算数・数学授業の理論と実践	森本 明 他	2	×	×	数学	数学	×	×	×
	理科授業の理論と実践	鈴木, 平中 (注), 水澤 (注)	2	×	×	理科	理科	×	×	×
	音楽授業の理論と実践	小川 裕	2	×	×	音楽	音楽	×	×	×
	図画工作・美術授業の理論と実践	内藤 良行 他	2	×	×	美術	美術	×	×	×
	家庭科授業の理論と実践	浜島 京子 他	2	×	×	家庭	家庭	×	×	×
	体育授業の理論と実践	菅家 礼子	2	×	×	保健体育	保健体育	×	×	×
	英語授業の理論と実践	芝田 直久 他	2	×	×	英語	英語	×	×	×
	道徳科授業の理論と実践	松下 行則	2	×	○	○	×	×	○	○
	生活科・総合的な学習の時間に関する理論と実践	宗形 潤子, 鈴木 昭夫	2	×	○	○	○	×	×	×
	インクルーシブ教育システムと障害理解教育の実践	高橋 純一 (注)	2	×	×	×	×	○	×	×
	障害児に対する実践的指導方法の事例研究	片寄 一	2	×	×	×	×	○	×	×
	障害児に対する実践的指導方法の実践	※鶴巻 正子	2	×	×	×	×	○	×	×
	応用行動分析学からみた知的障害教育の事例と実践		2	×	×	×	×	○	×	×
	自立活動の事例と実践	※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×
	病弱児教育の事例と実践	片寄 一	2	×	×	×	×	○	×	×

学校における実習領域	長期インターンシップⅠ	全教員	4	/						
	長期インターンシップⅡ	全教員	6							
	教職専門実習Ⅰ	全教員	2							
	教職専門実習Ⅱ	全教員	3							
	学校支援実習Ⅰ	全教員	2							
	学校支援実習Ⅱ	全教員	3							
	教育実践高度化実習	全教員	6							
	学校課題対応実習	全教員	4							
プロジェクト研究領域	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅱ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅲ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅳ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅰ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅱ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅲ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅳ	全教員（※印の教員を除く）	2	○	○	○	○	×	○	○
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅰ	全教員（※印の教員を除く）	2	×	×	×	×	○	×	×
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅱ	全教員（※印の教員を除く）	2	×	×	×	×	○	×	×
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅲ	全教員（※印の教員を除く）	2	×	×	×	×	○	×	×
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅳ	全教員（※印の教員を除く）	2	×	×	×	×	○	×	×

(注) 教職実践専攻においては、研究指導を担当しない。

地域文化創造専攻 人間発達支援領域 開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状 (幼・小・中・高)						
				幼	小	中	高			
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 初澤, 未定	2	×	×	×	×			
通領域目共	人間発達支援コミュニティⅠ	高谷・高橋・原野	1	×	×	×	×			
	人間発達支援コミュニティⅡ	高谷・高橋・原野	1							
専攻専門科目	教育心理学特論演習	住吉 千力	4	○						
	認知教育方法特論	住吉 千力	2							
	認知教育方法特論演習	住吉 千力	4							
	進路指導の心理特論	☆五十嵐 敦	2							
	進路指導の心理特論演習Ⅰ	☆五十嵐 敦	4							
	進路指導の心理特論演習Ⅱ	☆五十嵐 敦	4							
	発達心理学特論	木暮 照正	4							
	発達心理学特論演習Ⅰ	木暮 照正	4							
	発達心理学特論演習Ⅱ	木暮 照正	4							
	乳幼児・小学生の心理学特論	高谷 理恵子	2					○	○	○
	乳幼児・小学生の心理学特論演習Ⅰ	高谷 理恵子	4							
	乳幼児・小学生の心理学特論演習Ⅱ	高谷 理恵子	4							
	中学生・高校生の心理学特論	富永 美佐子	2	○						
	中学生・高校生の心理学特論演習	富永 美佐子	4							
	人間理解特論	富永 美佐子	2							
	人間理解特論演習	富永 美佐子	4							
	集団の心理特論	飛田 操	2							
	集団の心理特論演習Ⅰ	飛田 操	4							
	集団の心理特論演習Ⅱ	飛田 操	4							
	障害学特論Ⅰ	※高橋 純一	2							
	障害学特論Ⅱ	※高橋 純一	2							
	障害学特論Ⅲ	※高橋 純一	2							
	幼児教育学特論	保木井 啓史	2	○	○	○	○			
	幼児教育学特論演習Ⅰ	保木井 啓史	4							
	幼児教育学特論演習Ⅱ	保木井 啓史	4							
	幼児心理学特論	原野 明子	2							
	幼児心理学特論演習Ⅰ	原野 明子	4							
	幼児心理学特論演習Ⅱ	原野 明子	4							
	幼児教育内容特論	白石 昌子	2							
	幼児教育内容特論演習Ⅰ	白石 昌子	4							
	幼児教育内容特論演習Ⅱ	白石 昌子	4							
	幼稚園実践研究	白石、原野、保木井	2							
プロジェクト実践研究Ⅰ	☆印教員	1	×					○	○	○
	※印教員		×					×	×	×
	上記以外の教員		○	○	○	○				
プロジェクト実践研究Ⅱ	☆印教員	1	×	○	○	○				
	※印教員		×	×	×	×				
	上記以外の教員		○	○	○	○				

課題研究	課題研究Ⅰ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
	課題研究Ⅱ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
専門演習	専門演習Ⅰ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
	専門演習Ⅱ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○

地域文化創造専攻 日英言語文化領域 開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状 (幼・小・中・高)					
				幼	小	中	高		
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 初澤, 未定	2	×	×	×	×		
通領域目共	日英言語文化コミュニティⅠ	高橋 由貴	1	×	×	×	×		
	日英言語文化コミュニティⅡ	高橋 由貴	1						
専攻専門科目	日本語史特論	中川 祐治	2	○	○	国語	国語		
	日本語史特論演習	中川 祐治	4						
	日本語教育特論	中川 祐治	2						
	日本語教育特論演習	中川 祐治	4						
	現代日本語特論	半沢 康	2						
	現代日本語特論演習	半沢 康	4						
	地域言語特論	半沢 康	2						
	地域言語特論演習	半沢 康	4						
	日本近代文学特論	高橋 由貴	2						
	日本近代文学特論演習	高橋 由貴	4						
	比較言語文化特論	高橋 由貴	2						
	比較言語文化特論演習	高橋 由貴	4						
	日本古典文学特論	井実 充史	2						
	日本古典文学特論演習	井実 充史	4						
	日本言語文化史特論	井実 充史	2						
	日本言語文化史特論演習	井実 充史	4						
	日中比較文学特論	未定	2						
	日中比較文学特論演習	未定	4						
	伝統言語文化特論	未定	2						
	伝統言語文化特論演習	未定	4						
	中国文化特論	澁澤 尚	2						
	中国文化特論演習	澁澤 尚	4						
	中国思想特論	澁澤 尚	2						
	中国思想特論演習	澁澤 尚	4						
	国語科教育特論Ⅰ	佐藤 佐敏	2						
	国語科カリキュラム特論演習Ⅰ	佐藤 佐敏	2						
	国語科教育実践研究Ⅰ	佐藤 佐敏	2						
	国語科教育実践研究Ⅱ	佐藤 佐敏	2						
	英語意味論特論	佐藤 元樹	2			○	○	英語	英語
	英語意味論特論演習	佐藤 元樹	2						
	英語意味研究Ⅰ	佐藤 元樹	2						
	英語意味研究Ⅱ	佐藤 元樹	2						
英語構造論特論	朝賀 俊彦	2							
英語構造論特論演習	朝賀 俊彦	2							
英語構造研究Ⅰ	朝賀 俊彦	2							
英語構造研究Ⅱ	朝賀 俊彦	2							
英語語彙論特論	未定	2							
英語語彙論特論演習	未定	2							
英語語彙研究Ⅰ	未定	2							
英語語彙研究Ⅱ	未定	2							
外国語教授学特論	高木 修一	2							

専攻専門科目	初期近代英米文学特論	川田 潤	2	}	○	英語	英語
	初期近代英米文学特論演習	川田 潤	2				
	初期近代英米文化研究 I	川田 潤	2				
	初期近代英米文化研究 II	川田 潤	2				
	近代英米文学特論	高田 英和	2				
	近代英米文学特論演習	高田 英和	2				
	近代英米文化研究 I	高田 英和	2				
	近代英米文化研究 II	高田 英和	2				
	現代英米文学特論	飯嶋 良太	2				
	現代英米文学特論演習	飯嶋 良太	2				
	現代英米文化研究 I	飯嶋 良太	2				
	現代英米文化研究 II	飯嶋 良太	2				
	外国文化特論	高橋 優	2				
	外国文化特論演習	高橋 優	2				
	外国文化研究 I	高橋 優	2				
	外国文化研究 II	高橋 優	2				
	英語科教育特論 I	☆高木 修一	2				
	英語科カリキュラム特論演習 I	☆高木 修一	2				
	英語科教育特論 II	☆佐久間 康之	2				
	英語科カリキュラム特論演習 II	☆佐久間 康之	2				
英語科教育実践研究 I	☆佐久間、高木	2					
英語科教育実践研究 II	☆佐久間、高木	2					
プロジェクト実践研究 I	国語科教員		○	○	国語	国語	
	英語科教員		×	×	英語	英語	
	☆印教員		×	○	英語	英語	
	上記以外の教員		×	×	×	×	
	プロジェクト実践研究 II	国語科教員		○	○	国語	国語
		英語科教員		×	×	英語	英語
		☆印教員		×	○	英語	英語
		上記以外の教員		×	×	×	×
課題研究	課題研究 I	国語科教員		○	○	国語	国語
		英語科教員		×	×	英語	英語
		☆印教員		×	○	英語	英語
		上記以外の教員		×	×	×	×
	課題研究 II	国語科教員		○	○	国語	国語
		英語科教員		×	×	英語	英語
		☆印教員		×	○	英語	英語
		上記以外の教員		×	×	×	×
専門演習	専門演習 I	国語科教員		○	○	国語	国語
		英語科教員		×	×	英語	英語
		☆印教員		×	○	英語	英語
		上記以外の教員		×	×	×	×
	専門演習 II	国語科教員		○	○	国語	国語
		英語科教員		×	×	英語	英語
		☆印教員		×	○	英語	英語
		上記以外の教員		×	×	×	×

専 科 攻 目 専 門	プロジェクト実践研究Ⅰ	社会科教員	1	×	○	社会	地理歴史 又は 公民(注)
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
	プロジェクト実践研究Ⅱ	社会科教員	1	×	○	社会	地理歴史 又は 公民(注)
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
課 題 研 究	課題研究Ⅰ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民(注)
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
	課題研究Ⅱ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民(注)
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
専 門 演 習	専門演習Ⅰ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民(注)
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
	専門演習Ⅱ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民(注)
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭

(注) 研究指導教員が担当する授業科目の専修免許状「高」の欄に応じた教科で使用できる。

地域文化創造専攻 数理科学領域 開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状 (幼・小・中・高)				
				幼	小	中	高	
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 初澤, 未定	2	×	×	×	×	
領域共通科目	数理科学コミュニティ I	相原 義弘	1	×	×	×	×	
	数理科学コミュニティ II	相原 義弘	1					
専攻専門科目	代数構造の数理特論	相原 義弘	2	}	}	}	}	
	代数構造の数理特論演習 I	相原 義弘	2					
	代数構造の数理特論演習 II	相原 義弘	2					
	構造の数理特論	相原 義弘	2					
	構造の数理特論演習	相原 義弘	2					
	整数論と暗号特論	相原 義弘	2					
	多様体と構造の幾何特論	中田 文憲	2					
	多様体と構造の幾何特論演習 I	中田 文憲	2					
	多様体と構造の幾何特論演習 II	中田 文憲	2					
	現象の幾何特論	中田 文憲	2					
	現象の幾何特論演習	中田 文憲	2					
	グラフとネットワーク特論	中田 文憲	2					
	自然現象の数理特論	和田 正樹	2					
	自然現象の数理特論演習 I	和田 正樹	2					
	自然現象の数理特論演習 II	和田 正樹	2					
	力学系と数式処理特論	和田 正樹	2					
	数理認識発達特論	未定	2	/	/	/	/	
	数理認識発達特論演習 I	未定	2					
	数理認識発達特論演習 II	未定	2					
	統計理論の社会的応用特論	和田 正樹	2	}	}	}	}	
	統計理論の社会的応用特論演習	和田 正樹	2					
	情報コミュニティ特論	瀧口 和也	2	×	×	×	×	
	伝統の数理特論	瀧口 和也	2	○	}	}	}	}
	数学科教育特論	★未定	2	/				
	算数・数学カリキュラム特論演習	★未定	2					
	数学科教育実践研究	★未定	2					
	生命環境科学特論	☆水澤 玲子	2					
	生命環境科学特論演習	☆水澤 玲子	2					
自然環境科学特論	☆水澤 玲子	2						
自然環境科学特論演習	☆水澤 玲子	2						
物質化学特論	村上 正義	2						
物質化学特論演習	村上 正義	2						
理科教育特論	☆平中 宏典	2						
理科カリキュラム特論演習	☆平中 宏典	2						
理科教育実践研究 I	☆平中、鈴木	2						
理科教育実践研究 II	☆平中 宏典	2						

専攻専門科目	プロジェクト実践研究Ⅰ	★印教員	1	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
	プロジェクト実践研究Ⅱ	★印教員	1	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
課題研究	課題研究Ⅰ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
	課題研究Ⅱ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
専門演習	専門演習Ⅰ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
	専門演習Ⅱ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学

地域文化創造専攻 スポーツ健康科学領域 開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状(幼・小・中・高)			
				幼	小	中	高
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 初澤, 未定	2	×	×	×	×
通領域目共	スポーツ健康科学コミュニティⅠ	蓮沼 哲哉	1	×	×	×	×
	スポーツ健康科学コミュニティⅡ	蓮沼 哲哉	1				
専攻専門科目	身体教育とスポーツ文化特論	小川 宏	2	}	}	保健体育	保健体育
	現代スポーツ特論演習	小川 宏	2				
	身体観と身体技法特論	中村 民雄	2				
	身体文化史研究	中村 民雄	2				
	運動学習と人間発達特論	未定	2				
	運動心理学特論演習	未定	2				
	スポーツ社会政策特論	蓮沼 哲哉	2				
	スポーツクラブマネジメント特論演習	蓮沼 哲哉	2				
	スポーツ医科学特論	杉浦 弘一	2				
	健康科学と運動処方特論	杉浦 弘一	2				
	運動発達のバイオメカニクス特論	未定	2				
	発達と加齢の運動学特論	未定	2				
	運動とライフサイエンス特論	安田 俊広	2				
	健康指導特論演習	安田 俊広	2				
	ボールゲーム指導特論	未定	2				
	スポーツ運動の分析特論演習	未定	2				
	舞踊教育特論	鈴木 裕美子	2				
	舞踊表現特論演習	鈴木 裕美子	2				
	コーチング特論	未定	2				
	メンタルトレーニング特論演習	未定	2				
	スポーツトレーニング特論	川本 和久	2				
	トレーニング実践特論演習	川本 和久	2				
	保健体育科教育特論Ⅰ	未定	2				
	保健体育科教育特論Ⅱ	未定	2				
	保健体育科カリキュラム特論演習Ⅰ	未定	2				
	保健体育科カリキュラム特論演習Ⅱ	未定	2				
	保健体育科教育実践研究Ⅰ	未定	2				
	保健体育科教育実践研究Ⅱ	未定	2				
プロジェクト実践研究Ⅰ	保健体育科全教員	1					
プロジェクト実践研究Ⅱ	保健体育科全教員	1					
課題研究	課題研究Ⅰ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育
	課題研究Ⅱ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育
専門演習	専門演習Ⅰ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育
	専門演習Ⅱ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育

地域文化創造専攻 芸術文化領域 開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）					
				幼	小	中	高		
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 初澤, 未定	2	×	×	×	×		
通領域目共	芸術文化コミュニティⅠ	加藤 奈保子	1	×	×	×	×		
	芸術文化コミュニティⅡ	加藤 奈保子	1						
専攻専門科目	現代ピアノ演奏演習	中畑 淳	2	}	}	音楽	音楽		
	ピアノ演奏特論演習	中畑 淳	2						
	鍵盤楽器特論演習	中畑 淳	2						
	現代器楽演奏演習	未定	2						
	器楽演奏特論演習	未定	2						
	器楽アンサンブル特論演習	未定	2						
	現代声楽演奏特論演習	今尾 滋	2						
	声楽演奏特論演習	今尾 滋	2						
	オペラ特論演習	今尾 滋	2						
	音楽メディア創造演習	横島 浩	2						
	作曲特論演習	横島 浩	2						
	現代指揮法演習	横島 浩	2						
	音楽科教育特論	杉田 政夫	2						
	音楽科カリキュラム特論演習	杉田 政夫	2						
	音楽科教育実践研究Ⅰ	杉田 政夫	2						
	音楽科教育実践研究Ⅱ	杉田 政夫	2						
	音楽文化特論	未定	2						
	音楽文化特論演習	未定	2						
	音楽学演習	未定	2						
	現代文化と絵画特論	渡邊 晃一	2			}	}	美術	美術
	現代文化と絵画特論演習Ⅰ	渡邊 晃一	4						
	現代文化と絵画特論演習Ⅱ	渡邊 晃一	2						
	環境と彫刻特論	新井 浩	2						
	環境と彫刻特論演習Ⅰ	新井 浩	4						
	環境と彫刻特論演習Ⅱ	新井 浩	2						
	社会とデザイン特論	未定	2						
	社会とデザイン特論演習Ⅰ	未定	4						
	社会とデザイン特論演習Ⅱ	未定	2						
	生活と工芸特論	(非)片野 一	2						
	生活と工芸特論演習Ⅰ	(非)片野 一	4						
	生活と工芸特論演習Ⅱ	(非)片野 一	2						
	日本美術史特論	加藤 奈保子	2						
	西洋美術史特論	加藤 奈保子	2						
	美術科教育特論	内藤 良行	2						
	美術科カリキュラム特論演習	内藤 良行	2						
	美術科教育実践研究Ⅰ	内藤 良行	2						
美術科教育実践研究Ⅱ	内藤 良行	2							
プロジェクト実践研究Ⅰ	音楽科教員	1	○	○	音楽	音楽			
	美術科教員	1	○	○	美術	美術			
プロジェクト実践研究Ⅱ	音楽科教員	1	○	○	音楽	音楽			
	美術科教員	1	○	○	美術	美術			

課題研究	課題研究 I	音樂科教員	2	○	○	音樂	音樂
		美術科教員		○	○	美術	美術
	課題研究 II	音樂科教員	2	○	○	音樂	音樂
		美術科教員		○	○	美術	美術
專門演習	專門演習 I	音樂科教員	2	○	○	音樂	音樂
		美術科教員		○	○	美術	美術
	專門演習 II	音樂科教員	2	○	○	音樂	音樂
		美術科教員		○	○	美術	美術

学校臨床心理専攻 臨床心理領域 開設科目一覧

科目区分	授業科目名	担当教員名(注)	単位数	臨床心理領域	公認心理師対応科目	専修免許状(幼・小・中・高)			
						幼	小	中※	高※※
基礎論	教育分野に関する理論と支援の展開(学校臨床心理特論)	岸、安部、高橋(純)、鈴木	2		○	}	}	}	}
	教育福祉臨床概論	未定	2						
	臨床心理学特論Ⅰ	岸 竜馬	2	◎					
	臨床心理学特論Ⅱ	(非) 竹林 由武	2	◎					
	福祉分野に関する理論と支援の展開(福祉心理特論)	渡辺、安部	2	B	○				
	幼児発達心理学特論	原野 明子	2	B					
	臨床発達心理学特論	安部 郁子	2	B					
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(神経生理特論)	(非) 熊切 力	2	D	○				
	社会心理学特論	飛田 操	2	C					
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論)	(非) 熊切 力	2	D	○				
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神病理学特論)	片山 規央	2	D	○				
	障害児心理学特論	渡辺 隆	2	D					
	障害児病理特論	(非) 武士 清昭	2	D					
	特別二一教育実践特論	未定	2						
	生活指導特論	未定	2						
学校保健実践特論	未定	2							
方法論	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	青木 真理	2	◎	○	}	}	}	}
	臨床心理面接特論Ⅱ	生島 浩	2	◎					
	心理支援に関する理論と実践(心理学研究法特論)	渡辺、生島、青木、岸、安部	2	A	○				
	心理実験統計法特論	住吉 チカ	2	A					
	学習心理学特論	住吉 チカ	2	B					
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族臨床心理学特論)	生島 浩	2	C	○				
	心理支援に関する理論と実践(精神分析学特論)	岸 竜馬	2		○				
	投影法特論	岸 竜馬	2	E					
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(犯罪・非行臨床特論)	生島 浩	2		◎				
	教育分野に関する理論と支援の展開(教育臨床学特論)	青木 真理	2		○				
	心理的アセスメントに関する理論と実践(心理アセスメント特論)	渡辺、安部、青木	2		○				
	福祉分野に関する理論と支援の展開(家族福祉臨床特論)	渡辺 隆	2	C	○				
	臨床心理地域援助特論	渡辺 隆	2	E					
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(グループ・アプローチ特論)	(非) 茨木 博子	2		○				
	心理支援に関する理論と実践(心理療法特論)	(非) 渡部 純夫	2		○				
	学校ソーシャルワーク特論	未定	2						
	学校ソーシャルワーク実践特論	未定	2						
	地域生活支援方法論特論	未定	2						
	健康教育方法論特論Ⅰ	未定	2						
	健康教育方法論特論Ⅱ	未定	2						
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開(産業・労働心理学特論)	五十嵐 敦、(非) 田中 照子	2		◎				
	心の健康教育に関する理論と実践(心の健康教育特論)	岸、片山、小室、中村、佐藤	2		◎				

実践論	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	青木 真理	2	◎	○	}	○	}	○	}	○	}	○
	臨床心理査定演習Ⅱ	安部 郁子	2	◎									
	臨床心理基礎実習	渡辺（隆）, 岸	2	◎									
	臨床心理実習Ⅱ	青木, 岸, 生島, (非) 岡田, (非) 小野, (非) 松本, (非) 遠藤	2	◎									
	健康教育実習	未定	2										
実践研究	学校教育臨床研究Ⅰ A	全教員	2			○	○	○	○				
	学校教育臨床研究Ⅱ A	全教員	2			○	○	○	○				
課題研究	課題研究Ⅰ	全教員	2			○	○	○	○				
	課題研究Ⅱ	全教員	2			○	○	○	○				
実践実習	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	青木、岸、生島、安部、渡辺	2	◎	◎	450時間以上							
	心理実践実習（カウンセリング実習Ⅰ）	青木、岸、生島、安部、渡辺	2		◎								
	心理実践実習（カウンセリング実習Ⅱ）	青木、岸、生島、安部、渡辺	2		◎								

※中専免…国語, 社会, 数学, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語

※高専免…国語, 地理歴史, 公民, 数学, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語

備考

①基礎論の区分で6~8単位、方法論の区分で4~6単位、実践論で8単位をそれぞれ修得し、3区分合わせて20単位以上修得しなければならない。

②◎を付した授業科目の単位は必ず修得すること。

③A, B, C, D, Eを付した授業科目の単位を、各アルファベットごとに2単位以上、計10単位以上修得すること。

④実践研究及び課題研究はそれぞれ、「Ⅰ」及び「Ⅱ」の両方を履修することが望ましい。

(注) 下線が引いてある教員は、学校臨床心理専攻においては、研究指導を担当しない。

⑤公認心理師の受験資格を得るためには、公認心理師対応科目の欄に◎・○が付されている科目について、必修・選択必修合わせて計24単位以上を修得する必要がある。

学校臨床心理専攻で取得できる資格

1 臨床心理領域で取得できる資格について

【臨床心理士】

学校臨床心理専攻臨床心理領域は、(公財)日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院(第1種)に指定されています。臨床心理領域に入学した者は、所定の科目の単位を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される臨床心理士の資格審査を受験することができます。

臨床心理士は高度な心理的知識と技能を用いた臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助を業務として、子どもの不登校・問題行動・発達の問題、大人の家や職場での悩みなど、さまざまな心の問題を扱います。

臨床心理領域に所属し、資格を得ようとする者は次の履修基準に従い、必修科目18単位、選択必修科目を各群より2単位以上、計28単位以上を修得しなければなりません。なお、必修科目及びE群の選択必修科目は、本領域に所属する院生のみを対象としています。

【履修基準】

科 目 名		単位数
必 修 科 目	臨床心理学特論Ⅰ	2
	臨床心理学特論Ⅱ	2
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理基礎実習	2
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)	2
	臨床心理実習Ⅱ	2
選 択 必 修 科 目	A群	2
	心理支援に関する理論と実践(心理学研究法特論)	
	心理実験統計法特論	
	B群	2
	幼児発達心理学特論	
	臨床発達心理学特論	
	学習心理学特論	
	福祉分野に関する理論と支援の展開(福祉心理特論)	
	C群	2
	社会心理学特論	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族臨床心理学特論)		
福祉分野に関する理論と支援の展開(家族福祉臨床特論)		
D群	2	
保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論)		
保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神病理学特論)		
障害児病理特論		
障害児心理学特論		
保健医療分野に関する理論と支援の展開(神経生理学特論)		
E群	2	
臨床心理地域援助特論		
投影法特論		
計		28

【公認心理師】

公認心理師の受験資格を得るためには、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び同法施行規則（平成29年度文部科学省・厚生労働省令代3号）に定める必要な科目の単位（学類25科目、大学院10科目）を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される公認心理師試験を受験することができます。

学校臨床心理専攻臨床心理領域に所属し、受験資格を得ようとする者は、次の履修基準に従い、心理実践科目18単位を修得したうえで、実習科目6単位（450時間以上）を経験しなければなりません。

また、法施行日以前に大学に入学し、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者については、公認心理師法附則第2条第1項第3号に基づき、受験資格の特例措置が認められる場合があります。詳細については、出身大学の教務関係窓口にお問い合わせください。

【履修基準】

科 目 名		単位数	
心 理 実 践 科 目	保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神病理学特論） 保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特論） 保健医療分野に関する理論と支援の展開（神経生理学特論）	2	
	福祉分野に関する理論と支援の展開（福祉心理特論） 福祉分野に関する理論と支援の展開（家族福祉臨床特論）	2	
	教育分野に関する理論と支援の展開（学校臨床心理特論） 教育分野に関する理論と支援の展開（教育臨床学特論）	2	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（犯罪・非行臨床特論）	2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開（産業・労働心理学特論）	2	
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践） 心理的アセスメントに関する理論と実践（心理アセスメント特論）	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践） 心理支援に関する理論と実践（心理療法特論） 心理支援に関する理論と実践（精神分析学特論） 心理支援に関する理論と実践（心理学研究法特論）	2	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族臨床心理学特論） 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（グループ・アプローチ特論）	2	
	心の健康教育に関する理論と実践（心の健康教育特論）	2	
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習） 心理実践実習（カウンセリング実習Ⅰ） 心理実践実習（カウンセリング実習Ⅱ）	2 2 2	
	計		24

※ 心理実践実習については、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、医療機関（病院又は診療所）を含む3分野以上の施設において実習を受けることが望ましい。また、担当ケースに関する実習時間は、270時間以上（うち、学外の施設での当該実習時間は90時間以上）とする。

関係規程等

福島大学大学院人間発達文化研究科規程

平成21年3月31日

改正 平成31年3月19日

(趣旨)

第1条 福島大学大学院人間発達文化研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究科は、地域の様々な課題に対応するために、広い視野と高度な文化的知識・技術を身につけさせ、人材育成を通して次世代を創出できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教職実践専攻 理想とする教師像と自らの役割を常に問い直し、教育課程や学校運営のマネジメント経験を積みながら教員力を向上させる教員のミドルリーダーを養成する。
- 二 地域文化創造専攻 諸文化を構成する専門的学問分野における研究・実践力を形成するとともに、地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力をあわせもつ高度専門職業人を養成する。
- 三 学校臨床心理専攻 臨床心理学及び学校福祉の臨床的な実践研究に基づき、様々な課題を抱える子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行う高度専門職業人を養成する。

(教職実践専攻会議)

第3条 研究科に、第14条に規定する教職実践専攻の修了の審査のほか、教職実践専攻の運営に関し必要な事項を審議するため、教職実践専攻会議を置く。

2 教職実践専攻会議に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第4条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(研究指導教員)

第5条 学生には研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(授業の方法)

第7条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第8条 研究科における履修方法は、学生の所属するコース及び領域ごとの別表1に定める授業科目

について別表2の履修基準によるものとする。ただし、学校臨床心理専攻の領域毎の履修方法は、それぞれ研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

- 2 研究指導教員が必要と認めるときは、学類の授業科目を履修させることがある。この場合において、修得した単位は、前項に規定する履修基準の単位数には含まない。

(履修計画)

第9条 学生は、入学後所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、その研究課題を決定しなければならない。

- 2 学生は、前項によるほか、あらかじめ研究指導教員の指導によって当該年度内に履修する授業科目を選択し、所定の様式により届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第10条 単位修得の認定は、講義その他の出席時間数が十分であると認められたものについて、筆記若しくは口頭による試験又は研究報告等により行う。

- 2 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の学生が学則第22条及び第23条の規定により履修し修得した単位については、合わせて10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

- 3 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の学生が、学則第23条の3第1項の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

- 4 教職実践専攻の学生が学則第23条、第23条の3第2項及び第25条第5項の規定により履修し修得し又は免除された単位については、合わせて23単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

- 5 病気その他やむを得ない事由により正規の試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことがある。

(成績)

第11条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の修了研究)

第12条 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究の成果は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出するものとする。

(地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の最終試験)

第13条 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の最終試験は、別表2の履修基準に定める単位を履修中で、かつ、修了研究の成果を提出した者について、口述又は筆記により行う。

- 2 最終試験の評語は、合格又は不合格とする。

(教職実践専攻の修了の審査)

第14条 教職実践専攻における修了の審査は、別表2の履修基準に定める単位の修得の確認及び研究指導教員による教育実践報告書の審査結果により行う。

- 2 修了の審査の評語は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第15条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

第16条 この規程に定めるもののほか、履修等について必要な事項は、研究科委員会において定め

る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度入学者に係る成績は、この規程による改正後の福島大学大学院人間発達文化研究科規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院人間発達文化研究科規程別表1(第7条)の規定は、平成21年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院教育学研究科規程別表1・別表2(第8条)の規定は、平成29年度の入学に係る者から適用し、平成29年3月31日から引き続き在学する者において、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院教育学研究科規程別表1・別表2(第8条)の規定は、平成30年度の入学に係る者から適用し、平成30年3月31日から引き続き在学する者において、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

修了研究に関する取扱要項

制 定 平成21年3月11日

第1条 この要項は、福島大学大学院人間発達文化研究科規程（以下「研究科規程」という。）第14条に基づき、修了研究の作成に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 修了研究の作成にあたっては、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、研究科委員会が学生の研究の継続性、発展性等の観点から、研究指導教員を変更する必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 研究指導教員を変更する必要がある場合は、研究科規程第4条2項により、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、第4条による「修了研究題目届」（所定用紙）を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。

第3条 学生は、修了研究の方法を所属する専攻・領域に応じて、学位論文、プロジェクト研究、修了演奏及び修了制作のいずれかより選択し、入学年度の9月30日（土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日）までに所定の用紙により教務担当に届け出なければならない。

2 修了研究の方法を変更する必要がある場合は、原則として入学年度の3月31日（土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日）までに所定の用紙により教務担当に届け出なければならない。

第4条 学生は、研究指導教員の指導を得て修了研究題目を定め、修了年度の11月30日（土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日）までに「修了研究題目届」（所定用紙）により教務担当に提出しなければならない。ただし、標準修業年限を超えた者で9月修了を希望するもの（以下「9月修了希望者」という。）は5月15日（土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日）までとする。

第5条 学生は、修了の年の1月20日（土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日）までに修了研究の成果（以下「学位論文等」という。）を「修了研究提出カード」（所定用紙）を添えて、教務担当に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は7月1日（土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日）までとする。

2 学生は、選択した修了研究の方法に応じて、次の各号のとおり学位論文等を提出しなければならない。

一 学位論文を選択した者は、学位論文2部（正本1部、副本1部）と論文要旨（1,000字以内3部、複写も可）を提出すること。

二 プロジェクト研究を選択した者は、研究報告書（資料添付も可）2部及び要旨（1,000字以内3部、複写も可）を提出すること。

三 修了演奏、又は修了制作を選択した者は、映像メディア等2部、副論文2部及び要旨（1,000字以内3部、複写も可）を提出すること。

第6条 福島大学学位規則（昭和51年5月25日制定。以下「学位規則」という。）第8条による学位論文等の審査における主査は、本研究科が委嘱した3名以上からなる審査委員会で互選し、審査にあたるものとする。

第7条 学位規則第9条による最終試験は、修了研究審査が終わった後に、その学位論文等を中心として口述または筆記により行う。

2 修了研究の審査および最終試験は、2月20日までに終了するものとする。ただし、9月修了希望者については、8月20日までに終了するものとする。

第8条 審査に合格した学位論文等1部は、人間発達文化研究科で保存する。

2 学生は、保存する学位論文等及びその要旨を1部にまとめて製本し、3月20日までに教務担当に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は9月20日までとする。

第9条 修了研究作成の細目については、各領域の定めるところによる。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の入学生については、「学位論文に関する取扱要項」を適用する。

修了研究審査基準

制 定 平成25年10月2日

人間発達文化研究科の修了研究審査基準は、以下の通りとする。

1. 学位論文

- (1) 研究テーマ：問題意識やテーマが明確であること。
- (2) 研究方法：適切な研究手法をとり、資料・データ等の取扱いや分析結果の解釈が妥当であること。
- (3) 関連研究調査：先行研究や関連研究について十分に理解されていること。
- (4) 論文構成：一貫した論述が展開され、結論が導かれていること。
- (5) 論文作成能力：引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が整っていること。
- (6) オリジナリティ：独創性があり、その研究分野の発展に寄与しうるものであること。

2. プロジェクト研究（地域文化創造専攻）

- (1) 研究テーマ：地域や社会生活、文化の具体的な課題に対する問題意識が明確であること。
- (2) 計画の妥当性：課題に即したプロジェクトが構想されていること。
- (3) 効果的な実践：プロジェクトの準備が綿密であり、実践が適切であること。
- (4) 発展性：総括や考察の内容に今後の発展性がみられること。
- (5) 報告書作成能力：報告書は、テーマや目的が明確に示され、論旨が明瞭であり、体裁が整っていること。

3. 修了演奏（地域文化創造専攻 芸術文化領域 音楽）

- (1) 演奏、指揮
 - 1)演奏プログラムや演奏時間が卒業演奏を上回ること。
 - 2)確かな演奏技術が認められること。
 - 3)高い芸術性が認められ、完成度が高いこと。
- (2) 副論文
 - 1)問題意識やテーマが明確であること。
 - 2)先行研究についての理解が十分で、研究方法が妥当であること。
 - 3)論旨が明瞭で、明確な結論が導かれていること。

4. 修了制作（地域文化創造専攻 芸術文化領域 音楽）

- (1) 作品
 - 1)制作意図やテーマが明確であること。
 - 2)確かな制作技術が認められること。
 - 3)独創性が認められ、完成度が高いこと。
- (2) 副論文
 - 1)問題意識やテーマが明確であること。
 - 2)先行研究についての理解が十分で、研究方法が妥当であること。

3)論旨が明瞭で、明確な結論が導かれていること。

5. 修了制作（地域文化創造専攻 芸術文化領域 美術）

（1） 作品

1)制作意図、テーマ、方法が明確であること。

2)独創性が認められ、完成度が高いこと。

3)作品としての今日性をもち、当該領域の進展に寄与しうるものであること。

（2） 副論文

1)研究の意義・目的が明確に示され、方法が的確であること。

2)先行研究を踏まえ、論旨が明瞭であること。

学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関する基準

制	定	平成13年3月21日
改	正	平成21年3月11日
改	正	平成21年9月9日
改	正	平成28年2月15日

第1条 この基準は、福島大学大学院人間発達文化研究科規程第7条の規定に基づき、学校臨床心理専攻の領域毎の履修方法に関する必要事項を定めるものとする。

第2条 領域毎の履修可能な授業科目及び必修の授業科目等は学生の所属する領域に応じ、別表のとおりとする。

第3条 この基準に定めるもののほか、学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関しての必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生については、改正前の「学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関する基準」を適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則

制定 平成15年2月18日

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成20年3月18日 平成22年4月1日
平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学大学院学則第23条の4第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。ただし、最終年次に在籍する者は、申請できない。

(申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、当該研究科長に願い出なければならない。

- 一 長期履修申請書(別紙様式1)
- 二 在職等証明書(別紙様式2-1、2-2)

(許可)

第4条 長期履修学生の可否については、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修期間の開始は、学年の初めとする。

- 一 入学時から希望する者 修士課程及び博士前期課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
- 二 在学途中から希望する者 標準修業年限のうち未修業年限の2倍に相当する年数以内

(在学年限の特例)

第6条 前条第1号に規定する者のうち、当該研究科委員会において特別の事情があると認めた場合に限り、4年の長期履修期間を認められた者は在学年限を5年、6年の長期履修期間を認められた者は在学年限を7年とすることができる。

(延長及び短縮)

第7条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回を限度とし、希望する者は、新たに修了を希望する年度の前年度末(2月末日)までに、長期履修期間変更願(別紙様式3)を添え、当該研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間最終年次に在籍する者の願い出は認めないものとする。

2 前項にかかる審査は、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(資格の喪失)

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を当該研究科長に申し出なければならない。

(改正)

第9条 この規則を改正しようとするときは、教育企画委員会で審議しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則

第1条 福島大学大学院人間発達文化研究科（以下「研究科」）という。）の長期履修学生に関して必要な事項は、福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規程（平成15年2月18日制定。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則（以下「細則」という。）の定めるところにより行うものとする。

第2条 規程第2条に定める職業等を有する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 定職を有する者
- 二 主婦（夫）業又は専門的に家事労働に従事している者
- 三 その他研究科委員会で適当と認められた者

第3条 規程第4条及び第7条第2項に定める審査委員会は、教務委員会委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

- 一 長期履修学生の可否を審査し、申請された履修期間等に応じて履修登録を行うことができる単位数について研究科委員会に提案すること。
- 二 規程第6条に定める特別の事情を審査し、その可否について研究科委員会に提案すること。
- 三 長期履修期間の延長又は短縮の可否の審査及び履修登録を行うことができる単位数について、研究科委員会に提案すること。

第4条 規程第5条第1号に定める長期履修学生が履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間に応じ、次のとおりとする。この場合において、許可された長期履修期間が4年の場合、2年の前期終了までに履修登録ができる単位数は、28単位までとする。

長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
3年	28	2単位以上			30単位以上
4年	28		2単位以上		30単位以上

なお、同条第2号に定める2年次から長期履修学生として認められた者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

第5条 規程第7条の規定により長期履修期間の延長又は短縮を許可された者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

第6条 許可された長期履修期間の最終学年末を当該学生の修了の予定年とし、これ以前の修了研究の提出は認めないものとする。なお、この場合の修了研究の作成にあたっては、修了研究に関する取扱要項第2条第1項の規定中「2年間」を「長期履修学生として在学を許可された期間」に読み替えるものとする。

第7条 福島大学大学院人間発達文化研究科規程第7条第2項に定める学類の授業科目の長期履修期間における履修については、人間発達文化研究科学生の学類開設授業科目履修要領2項の規定にかかわらず、許可された履修期間に応じ、大学院での受講科目と合わせて次に定める単位を超えないものとする。

長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
3年	48*	48*			96
4年	48*		48*		96

*半期24単位を上限とする。

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会で定めるものとする。

附 則

この細則は、平成21年3月11日から施行し、平成21年度入学者から適用する。